

堺市社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書

第 年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった社会福祉施設等施設整備費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 助成の種類 社会福祉施設等施設整備費補助金

2 助成の内容

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容は、
年 月 日付け社会福祉施設等施設整備費交付申請書に記載のとおりとする。

(2) 補助対象事業に要する経費及び補助金は、次のとおりである。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合において、補助対象事業に要する経費又は補助金の額が変更される時は、別に通知するところによるものとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

(3) 補助対象事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

区 分	補助対象事業に要する経費	補助金の額
施設整備費	金 円	金 円

(4) 補助金は、実績報告を提出した後に確定通知するものとし、当該確定通知後支払うものとする。ただし、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、概算払により支払うことができる。

3 補助の条件

(1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。

(2) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）及び堺市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定に従うこと。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(4) 補助金の交付決定を受けた整備事業（以下「補助事業」という。）の建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該

工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

- (5) 補助事業を行うために締結する契約手続については、市長が別に指示するところによること。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供（共同募金会に対して行われた寄付を除く。）を受けないこと。
- (7) 補助金の交付の対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金の配分金又は公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団、社会福祉法人中央共同募金会等の補助金の交付を受けないこと。
- (8) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (9) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - (イ) 建物等の用途
 - (ウ) 入所定員又は利用定員
- (10) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (11) 補助事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになった場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (12) 補助事業が完了したときは、実績報告書を市長に提出しなければならない。また、補助事業が翌年度にわたるときは、年度終了実績報告書を提出しなければならない。
- (13) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下、「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日までは、市長の承認を受けずに、これらを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (14) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (15) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (16) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

この場合にあつては、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させるこ

とがある。

- (17) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（13（4）の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。